

全ての業種を対象に中小企業における 設備（機械設備、ソフトウェア）の導入を支援します！

～第 9 回（令和 7 年度第 1 回）躍進的な事業推進のための設備投資支援事業募集開始～

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社は、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」を令和 3 年度から実施し、都内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成しています。

今年度から、賃上げを計画し、実施する競争力強化・小規模企業者区分の助成率を引き上げるとともに、「働き方改革推進区分」「アップグレード促進区分」の新設等を行いました。
このたび第 9 回（令和 7 年度第 1 回）の募集を開始しますのでお知らせいたします。

本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。戦略 1 3 産業「中小企業を支え、成長を支援」

【事業概要】

助成対象者	基準日（令和 7 年 4 月 1 日）現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があり（個人にあっては都内で開業届出をして事業を営んでいる者）、 <u>2 年以上事業を継続</u> している中小企業者等
助成対象業種	すべての業種
助成対象事業	【事業区分】以下のⅠ～Ⅳのいずれかに該当する事業であること。 Ⅰ 競争力強化 ・更なる発展に向けて競争力強化を目指した事業展開に必要な機械設備を新たに導入する事業 ・運送・物流、建設業及びその他業種で、令和 6 年 4 月から適用された働き方改革関連法における時間外労働の上限規制による人材不足等の対策として、競争力及び生産性向上のために必要となる機械設備を新たに導入する事業（働き方改革推進） Ⅱ DX 推進 IoT、AI、ロボット等のデジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指した事業展開に必要な機械設備を新たに導入する事業 Ⅲ イノベーション 都市課題の解決に貢献し国内外において市場の拡大が期待される産業分野において、新事業活動に取り組むことで、イノベーション創出を図るために必要となる機械設備を新たに導入する事業 Ⅳ 後継者チャレンジ 事業承継を契機として、後継者による事業多角化や新たな経営課題の取り組みに必要な機械設備を新たに導入する事業 Ⅴ アップグレード促進 競争力強化及び生産性向上を実現し、地域経済の中心となるべく成長するために必要となる機械設備を新たに導入する事業
助成対象期間	交付決定日の翌月 1 日から 1 年 6 ヶ月間（令和 7 年 1 0 月 1 日～最長令和 9 年 3 月 3 1 日）
助成対象経費	機械設備、器具備品、ソフトウェアの導入経費
設備設置場所	東京都内及び神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県 （※都外設置の場合は、都内に本店があること）

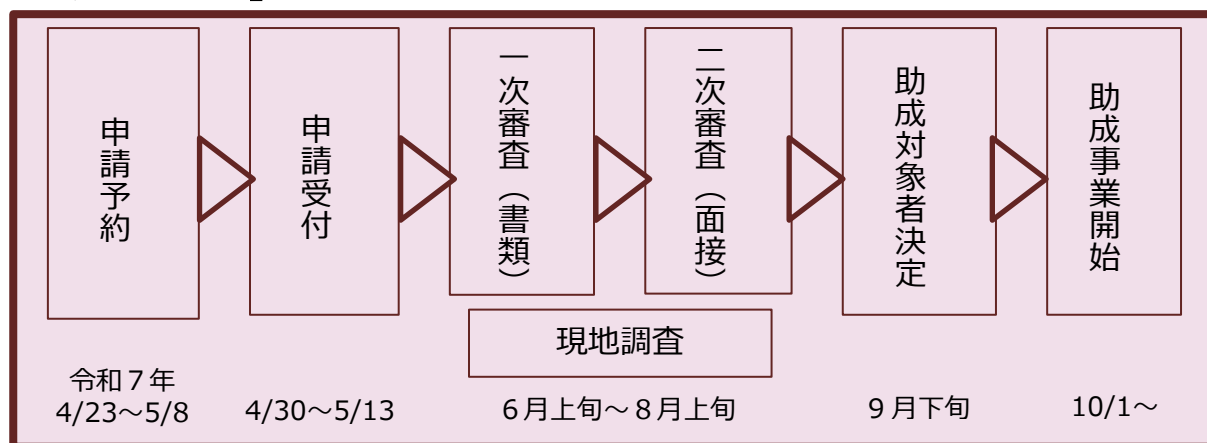
裏面に続く

	事業区分		要 件			助成額
			ゼロエミ要件※2	賃上げ要件※3	助成率	
助成率 助成 限度額	I 競争力 強化	中小企業者	-	-	1/2 以内	100 万～ 1 億円 ※1
			○		2/3 以内	
			◎		3/4 以内	
				○	3/4 以内	
		小規模企業者	-	-	2/3 以内	
			○		2/3 以内	
			◎		3/4 以内	
				○	4/5 以内	
		働き方改革推進	-	-	4/5 以内	
	II DX推進		-	-	2/3 以内	
	III イノベーション		◎		3/4 以内	
	IV 後継者チャレンジ			○	3/4 以内	
	V アップグレード促進		◎	○	3/4 以内	1～2 億円

※1 区分Ⅰの小規模企業者でゼロエミッション要件及び賃上げ要件適用無しの場合、助成限度額は3000万円
 ※2 ゼロエミッション要件 省エネルギー効果が高い取組について、内容に応じて助成率を拡充
 ※3 賃上げ要件 一定の賃上げを実施する場合は助成率を拡充

賃上げ要件の助成率は、賃金引上げ計画（※）を策定し、実施した場合に適用されます。
 （※）「給与支給総額」及び「事業所内最低賃金」を一定額以上引き上げる計画

【今後のスケジュール】



【助成金の申請受付】

【申請予約期間】令和7年4月23日（水）から5月8日（木）17時まで

【申請受付期間】令和7年4月30日（水）から5月13日（火）17時まで

※申請を行うには事前の予約（申請予約）が必要です。

※申請予約は、（公財）東京都中小企業振興公社ホームページより受け付けます。

※申請受付は、国が提供する電子申請システム「J グランツ」にて実施します。

※申請方法等詳細は、（公財）東京都中小企業振興公社ホームページをご覧ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/yakushin.html>



【J グランツによる申請書類の提出について】

申請は、国が提供する電子申請システム「J グランツ」にて受け付けます。J グランツを利用するには、事前に「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要です。G ビズ ID プライムアカウントの発行には2週間ほどかかりますので、申請をお考えの方は事前に取得をお願いいたします。

【問い合わせ先】

＜制度全般に関すること＞
 産業労働局商工部創業支援課
 電話 03-5320-4694

＜申請に関すること＞
 （公財）東京都中小企業振興公社設備支援課
 電話 03-3251-7884